

申請枠区分

活動支援枠

申請ステータス

年度 2025 年 年度回数 1 回/次 回

申請書SharePoint

団体情報から転記

1.助成申請情報

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成28年法律第101号）に基づき資金分配団体として助成を受けたく、下記のとおり申請をします。

なお、下記4に記載した誓約等の内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことから、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

■申請団体が申請に際して確認する事項

(1)申請資格要件（欠格事由）について

申請資格要件について確認しました

(2)公正な事業実施について

公正な事業実施について確認しました

(3)規程類の後日提出について※緊急枠の場合なし

規程類の後日提出について確認しました

(4)情報公開について（情報公開同意書）

情報公開について確認しました

(5)JANPIA役員との兼職関係の有無について

兼職がないことを確認しました

個別相談の実施

■申請団体に関する記載

【申請団体の名称】

特定非営利活動法人イシュープラスデザイン

団体代表者 役職・氏名

代表 寛裕介

分類

法人番号

5010005024047

団体コード

申請団体の住所

東京都文京区千駄木2-40-12

資金分配団体等としての業務を行う事務所の所在地が上記の住所と違う場合

■申請団体が行政機関から受けた指導、命令に対する措置の状況

指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
該当なし	該当なし	該当なし

最終誓約

助成申請情報欄の内容について、誓約します

2.連絡先情報

部署・役職・氏名

担当者 メールアドレス

担当者 電話番号

3.コンソーシアム情報

(1)コンソーシアムの有無

コンソーシアムで申請しない

コンソーシアムに関する誓約

【誓約する団体の名称】	【誓約する団体の代表者氏名】	【誓約する団体の役割】

コンソーシアムに参加する全ての団体（以下、「コンソーシアム構成団体」という）は、幹事団体が資金分配団体又は活動支援団体（以下、「資金分配団体等」という）としての助成の申請を行うに際し、申請事業を実施するためなお、誓約内容について相違がなく、これらの誓約等に反したことにより、選定の取り消し等が行われることとなっても、異議は一切申し立てません。

- 1.コンソーシアム構成団体は、幹事団体を通じてコンソーシアムの実施体制表を提出し、幹事団体が資金分配団体として採択された場合は、一般財団法人日本民間公益活動連携機構との資金提供契約締結までの間にコンソーシ
- 2.本誓約書にて誓約をしたコンソーシアム構成団体について、申請締め切り後、コンソーシアム構成団体に変更があった場合は申請を取り下げます。
- 3.コンソーシアム構成団体が申請に際して確認した次の（1）～（4）の事項等

(1)申請資格要件（欠格事由）について
<input type="text"/>
(2)公正な事業実施について
<input type="text"/>
(3)規程類の後日提出について（※通常枠のみ該当）
<input type="text"/>
(4)情報公開について（情報公開同意書）
<input type="text"/>
(5)JANPIA役員及び審査員との兼職関係の有無について
<input type="text"/>

4. コンソーシアム構成団体が行政機関から受けた指導、命令等に対する措置の状況

団体名	指導等の年月日	指導等の内容	団体における措置状況
団体名	該当なし	該当なし	該当なし

休眠預金活用事業 事業計画書【2025年度 活動支援団体】

※採択された後の資金提供契約書別紙1の対象は、事業計画書の冒頭から「II. 事業概要」までとします。

必須入力セル 申請時入力不要
任意入力セル

基本情報

申請団体	活動支援団体		
活動支援団体	事業名(主)	スタートアップNPO・市民団体向け課題分析・事業立案力育成による社会課題解決基盤強化事業	
	事業名(副) 団体名		
支援対象区分	②民間公益活動を実施する担い手育成		
支援内容分野1	A事業実施		
支援内容分野2	D社会的インパクト評価		
支援内容分野3			
支援内容分野4			

優先的に解決すべき社会の諸課題

領域/分野	
-	(1)子ども及び若者の支援に係る活動
	① 経済的困難など、家庭内に課題を抱える子どもの支援
	② 日常生活や成長に困難を抱える子どもと若者の育成支援
	③ 社会的課題の解決を担う若者の能力開発支援
	④ その他
	(2)日常生活又は社会生活を営む上での困難を有する者の支援に係る活動
	④ 働くことが困難な人への支援
	⑤ 孤独・孤立や社会的差別の解消に向けた支援
	⑥ 女性の経済的自立への支援
	⑦ その他
○	(3)地域社会における活力の低下その他の社会的に困難な状況に直面している地域の支援に係る活動
	⑦ 地域の働く場づくりや地域活性化などの課題解決に向けた取組の支援
	⑧ 安心・安全に暮らせるコミュニティづくりへの支援
	⑨ その他
その他の解決すべき社会の課題	

SDGsとの関連

ゴール	ターゲット	関連性の説明
4.質の高い教育をみんなに	4.7 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。	市民団体が課題分析・事業立案手法を学ぶことで、持続可能な社会の担い手を育成し、学び合いの機会を広げる。
11.住み続けられるまちづくりを	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。	市民団体の実行力を高めることで、市民参加型のまちづくりや地域課題解決を推進する。
16.平和と公正をすべての人に	16.7 あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。	多様な市民団体がエビデンスに基づき事業を企画・実施できるようになることで、包摂的で参加型の意思決定を支える。
17.パートナーシップで目標を達成しよう	17.17 マルチステークホルダー・パートナーシップ さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。	スタートアップ団体と既存団体・自治体・企業が連携しやすくなり、課題解決に向けた協働基盤が強化される。

I. 団体概要

(1)設立目的・理念	186/200字
<p>本法人は「社会の課題に、市民の創造力を。」を理念とし、創造的であわせな社会の実現を目指す東京都認証の特定非営利活動法人である。理事長は寛裕介。デザインが持つ美と共感の力を活かして地域・日本・世界の課題解決を推進する。市民・大学・企業・自治体・国が連携し、集合知を用いて課題の可視化から解決策の企画・実行までを担う。対話と協働を重視し、独自の社会デザイン手法を増やしてきた。</p>	
(2)団体の主な活動	191/200字
<p>本法人は、認知症、脱炭素、大規模風水害、まちづくりなど社会課題をテーマに、書籍やワークショップ、カードゲーム、展示、映画など多様な手法を通じて、社会変革をデザインしている。自治体や企業、市民団体と協働し、研修や教材開発、合意形成プロセスの設計、広域支援を行い、課題解決を実社会に実装。全国各地のNPOや市民団体とのネットワークを有し、協業・共創を通じた社会課題解決の加速に取り組む。</p>	

II. 事業概要

契約締結日

採択後の契約時に用いる欄です。

実施時期	(開始) 2026/3/1	(終了) 2029/2/28	対象地域	東京・神奈川・千葉を中心とした南関東地域
事業概要	<p>本事業は、南関東地域で活動するスタートアップNPO・市民団体を対象に、課題分析力・事業設計力・協働・共創力という3つの基盤的な力を育成することで、団体が自立的かつ持続的に活動を展開できるよう支援するプログラムである。多くの市民団体は熱意を持って活動を始める一方で、取り組む社会課題の全体像や因果関係を的確に捉えることができず、成果を生む事業設計や協働体制の構築に苦戦している。その結果、活動は短期的なイベントや場づくりにとどまり、根本的な課題解決に至らないケースが少なくない。</p> <p>本事業では、こうした課題に対処するために、①キャラバン（普及啓発・お悩み相談会）、②スクール（連続プログラム）、③メンタリング（個別相談）、④フォローアップ（実装支援）の4段階で構成される支援プログラムを提供。キャラバンでは、団体が自らの強み・弱みや課題を言語化する機会を設け、参加動機や課題意識を明確にする。スクールでは、課題分析・事業設計・協働開発の理論と実践を体系的に学び、各種ワークシートを活用しながら、団体が自らの事業を再設計する。メンタリングではメンターが各団体を担当し、計画のブラッシュアップや実務上の悩みを伴走的に支援する。最後にフォローアップでは、成果を外評価に基づいて検証するとともに、事業の持続性や拡張性を確認する。</p> <p>プログラム全体を通じて、団体同士が学び合うネットワーク形成を重視する。孤立しがちなスタートアップ団体が慣れやすくなることで、協働や共創が生まれやすくなり、資源やノウハウの循環が加速する。これにより、参加団体は「活動の停滞や撤退を防ぐ力」を身につけ、休眠預金活用事業を含む各種助成・委託事業に応募し、成果を社会に示せる存在へと成長することを旨とする。</p> <p>本事業は、成果を可視化し、信頼を得て、持続可能に発展する団体を増やすことで、地域社会に確かな変化をもたらすものである。</p>			
795/800字				

III.事業の背景・課題

(1)支援対象団体が抱える事業実施上、組織運営上の課題とその背景 本事業で支援対象とするスタートアップNPO・市民団体が抱える最大の課題は、取り組む社会課題の全体像とその因果関係を十分に捉えられていないため、実行力のある事業設計と協働・共創ができていないことである。	982/1000字
課題1 課題分析力の欠如 NPO・市民団体における課題分析とは、社会課題の全体像を把握し、因果関係や要因を明らかにすることであり、成果を生む事業設計の出発点である。しかし多くの団体は十分に行っていない。調布市の調査でも53.7%が「事業方針の不明確さ」を課題に挙げており、分析力不足が広範に存在することが示されている。例えばある団体では活動拠点を確保しようとしたが、拠点を目的を言語化できず資金調達にも結びつかず、事業が停滞した。こうした欠如は活動を表層的かつ場当たりの対応にとどめ、成果が見えないうまく縮小や撤退に至らせる要因となっている。	
課題2 事業設計力の欠如 NPO・市民団体における事業設計とは、成果を何と定め、その成果を実現するために必要な活動や体制、評価指標を論理的に結びつけることである。しかし多くの団体ではこれが十分に行われていない。例えば子どもの居場所づくりで「参加者数の増加」だけを成果とすると、孤立リスクの高い子どもに届かず根本的な解決には至らない。成果を測定する仕組みがなくデータも蓄積されず、活動は単発のイベントに偏る。結果として成果説明ができず資金調達や協力者獲得が困難となり、事業は停滞・縮小へと追い込まれる。こうした事業設計力の欠如は、団体の持続性を脅かす要因となっている。	
課題3 協働開発力の欠如 NPO・市民団体における協働開発とは、行政や企業、他団体と連携し、知見や資源を集結して成果につながる事業を推進することである。本来これが備わっていれば、単独では困難な課題にも挑戦できるが、多くの団体では十分に行っていない。横浜市の調査でも60%の市民団体が「相談先がなかった」と回答しており、孤立した活動実態が浮き彫りとなっている。例えば新規事業の計画段階で、他団体と連携して評価指標を整備すれば持続性が高まるが、協働力を欠く団体では計画が曖昧なまま停滞する。こうした共創力の不足は、事業の広がりや社会的インパクトを著しく制約し、最終的には信頼や支援を失い、課題解決の担い手として成長できない深刻な要因となっている。	
(2)課題に対する行政や中間支援団体等による既存の取り組み状況 行政や中間支援団体は、市民活動支援センターや相談窓口、助成金・委託事業、各種研修やネットワークづくりなどを通じて、NPO・市民団体を幅広く支援してきた。これらの仕組みにより、団体は活動資金や拠点、人材確保といった運営面でのサポートを受けられるようになり、事業を継続するための一定の基盤は整ってきている。しかし、これらの支援はあくまで事業運営を円滑に行うためのものであり、成果につながる課題分析や事業設計、協働・共創力の強化に直結するものではない。特に助成金や委託を受けた団体は、事務や報告業務に追われ、走りながら自らの事業を根本から見直す余裕を持っていないのが実情である。つまり既存の仕組みは「事業を回すこと」は支援できても、「成果を生み出すための設計・基盤形成」を支援するには不十分であり、この隙間を埋める新たな仕組みが求められている。	368/400字
(3)休眠預金等交付金に係る資金の活用により本事業を実施する意義 既存の補助金や委託事業は、活動資金や事業運営の支援にはつながるが、成果を生み出すための課題分析力・事業設計力・協働力を育む仕組みにはなっていない。そのため、多くの団体は補助金事業や委託事業を受けて初めて本格的な設計に直面するが、その時には現場運営や報告業務に追われ、基盤形成に十分な時間を割くことができない。結果として、資金はあっても成果につながらず、事業が停滞するリスクが高まっている。休眠預金活用事業も同様に、実行団体に選ばれてからは手が回らない。だからこそ本事業は、実行団体となる"前"に必要な力を育むことを目的とし、休眠預金等交付金の資金を本来の社会課題解決に最大限活かすための意義を持つ。すなわち休眠預金の成果を確実にするためにこそ、休眠預金で支えるべき事業である。	339/400字

IV.活動支援プログラムの内容

(1)支援対象団体の区分	②民間公益活動を実施する担い手育成	(2)支援対象団体数	15	
(3)-1 支援対象団体の活動地域・分野・内容 本事業の支援対象は、東京・神奈川・千葉の南関東地域で活動するスタートアップ期のNPO・市民団体である。分野は子ども・若者支援、高齢者・福祉、環境・脱炭素、防災・地域づくりなど多岐にわたり、地域の身近な課題に真摯に取り組む団体が多い。活動内容はイベントの開催、居場所づくり、ボランティア活動の調整、地域交流の促進などで、社会的ニーズに即した広がりを見せている。一方で、その成果は短期的・表層的にとどまり、課題分析や事業設計が不足しているため、長期的・構造的な解決には至っていない。言い換えれば、現状は対症療法的な取り組みに偏り、原因療法型のアプローチを欠いている。また行政や他団体との協働機会も限られ、共創的な仕組みづくりには発展していない。結果として、地域住民からの信頼や持続性を十分に獲得できず、活動が停滞・縮小に至るケースも少なくない。	370/400字			
(3)-2 支援対象団体の組織形態・規模・組織の成長ステージ 支援対象となるNPO・市民団体の多くは、法人格を持たない任意団体や設立もない小規模NPO法人であり、代表者や少数のメンバーの熱意に依存して運営されている。常勤スタッフを雇用できる団体は限られ、年間予算規模も数十万〜数百万円程度にとどまる場合が多い。資金源は会費や小規模助成、行政委託などに依存しており、安定的な収入基盤には至っていない。成長ステージとしては、事業を「始めたばかり」の初期段階、あるいは「立ち上げから数年が経過したが成果に結びつけられていない」段階に位置する。短期的な活動やイベント実施は可能だが、課題分析力・事業設計力・協働力が不足しているため、長期的で構造的な成果には至らない。対症療法的な活動を繰り返す一方で、原因療法的な基盤形成ができず、活動は縮小や停滞に直面しやすい。	347/400字			
(4)活動支援プログラムによって支援を受けた団体が社会にもたらす変化/インパクト（中長期アウトカム） 支援を受けたNPO・市民団体は、社会課題の全体像を捉えて成果に結びつく事業設計が可能となり、活動は単発的対応から根本的解決へと転換。行政・企業・他団体との協働力も高まり、単独では実現できない成果を生み出す。数年後には、持続可能な運営基盤を確立し、資金調達や人材獲得の信頼性も向上。子ども・高齢者・環境など幅広い分野で実効性ある社会課題解決を進め、地域住民が安心して暮らせる基盤を支える担い手となる。	199/200字			

(5)-1 活動支援プログラムの目的（短期アウトカム発現によって事業期間中に達成される事業の中心的な事業目的）	69/100字
活動支援プログラムの目的	100字
南関東のスタートアップNPO・市民団体に対し、課題分析力・事業設計力・協働力を育成し、成果につながる事業を自ら構築できる基盤を形成すること	100字
参加団体が課題分析・事業設計・協働に関するプログラムを修了し、成果志向の事業計画を策定・発表できた団体数	100字
初期値/初期状態	100字
中間評価時の値/状態	100字
事後評価時の値/状態	100字
多くの団体は課題を感覚的に把握するのみで、要因構造や因果関係を図示・言語化する仕組みを持っていない	
多くの団体は事業計画が活動目標にとどまり、成果と活動を結びつける論理や評価指標（ロジックモデル）を組み込めていない	
多くの団体は協働先の探索や合意形成が未着手であり、外部リソースの活用も十分に進んでいない	

(5)-2 短期アウトカム（事業期間中に達成される目標）	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	初期値/初期状態	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01-社会課題の全体像と因果関係を捉え、要因構造を整理し、活動の背景や優先課題を明確に言語化できる団体となる		社会課題の全体像と因果関係を整理した課題分析シートを提出し、外部評価で「適切」と判定された団体数		○		多くの団体は課題を感覚的に把握するのみで、要因構造や因果関係を図示・言語化する仕組みを持っていない				全団体が課題構造を明確に示すシートを完成させ、外部評価で妥当と認められる水準に到達している	
02-成果を定義し、その実現に必要な活動・体制・評価指標を論理的に結びつけた実効性ある事業計画を策定できる団体となる		成果指標を盛り込んだ事業計画を策定・発表し、外部評価で「実効性あり」と判定された団体数		○		多くの団体は事業計画が活動目標にとどまり、成果と活動を結びつける論理や評価指標（ロジックモデル）を組み込めていない				全団体が成果指標・評価方法を備えた事業計画を完成し、発表・共有できる状態に到達している	
03-行政・企業・他団体と協働し、知見や資源を集結した協働計画を立案し、実行準備を進められる団体となる		協働先候補との打合せ・合意形成を行い、事業共創を実行できた団体数		○		多くの団体は協働先の探索や合意形成が未着手であり、外部リソースの活用も十分に進んでいない				全団体が協働先との具体的な協働計画を策定し、事業計画に盛り込み、実行準備を整えている	

(5)-3 アウトプット (活動の実施により生み出された結果)	100字	指標	100字	モニタリング指標	100字	中間評価時の値/状態	100字	事後評価時の値/状態	100字
01-01参加団体が課題の全体像や因果関係を整理した課題分析シートを作成し、発表できる		課題分析シート（課題の地図）の完成状況		○				全団体が課題の全体像と因果関係を示した課題分析シートを完成させている	
02-02参加団体が成果指標を含む事業計画を策定し、外部に発表・共有できる		事業計画（ロジックモデル）の完成状況		○				全団体が成果指標・評価方法を含む実効性ある事業計画（ロジックモデル）を完成させている	
03-03参加団体が行政・企業・他団体との協働計画を策定し、実行準備を進められる		協働計画（ステークホルダーマップ）の完成						全団体が協働先と具体的な協働計画を策定できている	

(5)-4 活動（誰がどのような形態で何をするか）	200字	時期・期間	
01-01-01 お悩み相談会（キャラバン） 南関東3県（東京・神奈川・千葉）を巡回し、地域で活動するNPO・市民団体を対象に、課題や悩みを開き取る相談会を開催する。単なる説明会ではなく、専門スタッフが対話形式で現状の課題を共有し、課題分析・事業設計・協働の必要性を伝える。これにより潜在的な参加団体を発掘し、スクール参加へとつなげる。3年間で300団体が参加。		事業初期（1～3か月目）、各地域で2～3回実施。	181/200字
01-01-01-02 / 02-02-02-02 / 03-03-03-02 / 共通研修（スクール） キャラバンを経て選抜された団体を対象に、課題分析・事業設計・協働を体系的に学ぶ全6回の連続プログラムを実施する。講義と演習を組み合わせ、自団体の課題分析シートや事業計画を策定する実践型研修。外部講師や行政・企業の実務者を招き、多様な視点を取り入れながら事業を磨き上げる。3年間で15団体が参加。		事業中期（4～9か月目）、月1開催で全6回程度。	200/200字
02-02-02-03 / 03-03-03-03 個別相談会（メンタリング） スクールで策定した計画をもとに、専門家が各団体に伴走する個別相談会を実施。成果指標の設定や協働計画の具体化を支援し、団体の課題に応じたきめ細かな助言を行う。個別の事情に即した支援により、汎用的な学びを実際の事業に落とし込む。3年間で15団体が参加。		事業中期（4～9か月目）、月1開催で全6回程度。	164/200字
02-02-02-04 / 03-03-03-04 事業実装支援（フォローアップ） スクールやメンタリングで完成した事業計画を現場で実装する際に、進捗確認や課題解決をサポートする。協働先との交渉や調整にも伴走し、実行段階での壁を乗り越えるための実践的な支援を行う。成果測定の仕組みを導入し、次年度以降に活かすデータ収集も促す。3年間で15団体が参加。		事業後期（10～12か月目）、必要に応じ随時実施。	175/200字

(5)-5 インプット			
人材	<p>統括・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業統括：1名（全体の方針決定、企画・開発への参画） ・事業推進/窓口：1名（事務局責任者、全体調整） ・事業運営統括：1名（活動支援チーム全体の運営管理） <p>管理・事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務：1名（事務処理・契約管理） ・経理：1名（予算管理・報告対応） <p>キャラバン担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャラバン統括：1名（普及啓発活動全体の設計・進行） ・キャラバン運営：1～2名（現場運営・地域調整） <p>スクール担当</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール統括：1名（連続プログラム全体の設計・進行） ・スクール運営：2名（研修運営、教材準備、参加団体サポート） <p>個別相談・伴走</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別相談統括：1名（メンタリング全体設計、進行管理） ・メンター：4～5名（各団体を1名担当、計画のブラッシュアップ支援） <p>地域協力・広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域担当協力団体：2団体（東京・千葉での調整・伴走支援） ・広報・記録：1名（広報発信、成果記録・報告書作成） 		
資機材、その他	<p>研修用教材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワークシート（課題分析シート、事業設計シート、ステークホルダーマップ） ・ケーススタディ資料 ・参考図書・ワークブック <p>会場・設備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・スクール研修会場（6回分、プロジェクター・ホワイトボード使用） ・キャラバン会場（3地域×複数回） ・録画・配信用機材一式（カメラ、マイク、三脚） <p>オンライン環境</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Zoomライセンス（ホスト用1、参加者サポート用） ・Slackワークスペース（1環境） ・Google Workspace/共有ドライブ（事務局+参加団体の用） <p>広報資材</p> <ul style="list-style-type: none"> ・チラシ1,000部（キャラバン・スクール告知用） ・公式Web記事3本（活動レポート） ・SNS広告（Facebook・Xにて合計1ヶ月運用）、募集ページ用バナー画像 <p>評価・モニタリング</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外部評価シート（成果判定用） ・事前事後アンケート（Google Form） ・参加者レポート提出フォーマット ・活動ログ（出席率・提出物） 		

(6)-1 支援対象団体が抱える課題の把握・検証方法（組織診断方法等）	866/1000字
活動支援プログラムを効果的に実施するためには、団体が自ら認識している課題だけでなく、まだ気づいていない課題や、解決の優先度がずれている部分を明らかにし、共通認識を持つことが不可欠である。そのため本事業では、採択後に組織診断を行い、以下の三段階で課題の把握と検証を進める。	
<p>1. プログラム受事前 まず「お悩み相談会（キャラバン）」において、講演と演習を通じて団体に「課題分析・事業設計・協働開発」という視点を提示する。事業課題カードを用いて自団体の強み・弱みを整理し、他の団体と対話することで、課題認識の偏りや共通性を可視化する。ファシリテーターが振り返りを行い、「課題分析ができていないこと自体が課題」であることを参加者に気づかせ、課題を言語化する機会とする。さらに、ワークシートに「現状の強みと直面する課題」を記入してもらい、初期的な診断材料を収集する。</p> <p>2. プログラム申請時 次に、申請段階で「事業課題分析シート」を提出してもらい、団体自身が活動目的・成果目標・課題・協働状況を整理する。これを基にプログラムメンターがヒアリングを実施し、シートに書かれていない背景や組織運営上の課題を掘り下げる。外部評価者が記録を確認し、自己認識と第三者の視点と突き合わせることで、課題の優先度を調整し、共通の理解を形成する。この時点で、参加に必要な基礎条件（参加意欲、最低限の組織基盤）が備わっているかを確認する。</p> <p>3. プログラム開始時 採択後のプログラム開始時には、申請時のシートやヒアリング記録を踏まえて「初期診断レポート」を作成し、団体の強み・弱みを明確化する。課題分析・事業設計・協働開発の3つの柱ごとに到達度を数値とコメントで可視化し、「強み」「弱み」「重点改善ポイント」を一覧化する。さらに、成長度を測るための基準値（Beforeデータ）を設定し、修了時に再診断して比較可能な形を整える。外部評価者が基準値の妥当性を確認し、検証の指針を最終化することで、団体と支援者の双方が共通認識を持ってプログラムに臨むことを可能とする。</p>	

(6)-2 支援対象団体が抱える課題に対する支援内容の組み立て方法（支援対象団体との関係構築や支援内容合意のプロセス等）	990/1000字
支援対象団体が真に成長し持続可能な活動を行うためには、団体自身が主体的に課題を言語化し、優先すべき取り組みを選び取ることが不可欠である。下記の4つのステップを重視して支援計画を策定・運用する。	
<p>1. 関係構築と主体性の尊重 事務局やメンターは「伴走者」としての立場を明確にし、上下関係ではなく共に学び合う創意的な関係を築く。キャラバンや申請時のヒアリングで、団体が自ら現状の課題を言語化する機会を設けることで、団体自身が「何が本当の課題か」を自覚できるようにする。支援内容は事務局が一方的に決定するのではなく、団体自身が優先的に取り組みたい領域を選び、その合意を尊重する。こうして自ら納得して選んだ支援内容であるからこそ、実行力と継続性が高まる。</p> <p>2. 課題共有と合意形成 プログラム申請時に提出された課題分析シートやヒアリングで得た情報を整理し、団体とともに確認する。ここで自己認識と外部視点のギャップを明らかにし、優先課題を合意する。また、外部有識者（分野専門家や中間支援組織経験者）からの助言を受け、課題認識や合意内容の妥当性を検証する。こうしたプロセスを通じて、団体自身が「何を優先して改善すべきか」を主体的に決定し、支援内容の方向性を相互に合意形成する。</p> <p>3. 支援内容の実施と調整 スクール（共通研修）では、課題分析・事業設計・協働開発といった基礎スキルを体系的に学び、知識の底上げを図る。メンタリング（個別相談）では、団体の規模や活動分野、成長ステージに応じて支援内容をカスタマイズする。例えば、子ども食堂を運営する団体には「利用者数の増加」ではなく「孤立リスクを持つ子どもへの対応度合い」を成果指標として再設定するなど、実務に落とし込む支援を行う。フォローアップでは計画の実装状況を確認し、壁に直面した場合は計画を柔軟に調整しながら持続可能な活動へとつなげる。</p> <p>4. 透明性・検証とネットワーク形成 合意した支援内容は「支援計画シート」に明文化し、団体と事務局が共有することで透明性を確保する。これにより「言った・言わない」を防ぎ、合意内容を記録として残す。さらに、スクールやフォローアップを通じて参加団体同士の相互学習を促進し、共通課題の共有や情報交換を通じて新たな協働の芽を育む。このネットワークはプログラム終了後も持続し、団体同士が互いに支え合う基盤となる。</p>	

V. 支援対象団体の募集/選定	
(1) 募集方法及び案件発掘の工夫	185/200字
南関東地域でキャラバンを開催し、NPO・市民団体との対話を通じて潜在的参加者を発掘する。加えて、千葉県ではNPO法人ACOBIA、東京都ではサービシズラントと協働し、地域ネットワークを通じて幅広い団体にリーチする。さらに自治体や中間支援組織とも連携し、公募情報をWebサイトやSNS、チラシ等で周知する。参加希望者には事前相談を行い、意欲と適性を兼ね備えた団体を選抜する。	
(2) 休眠預金等活用事業に係る既存関係先との透明性確保	173/200字
既存の関係先に対しては、選考や採択における利益相反を避けるため、明確な審査基準とプロセスを公開する。応募書類や評価結果は事務局と外部有識者で二重確認を行い、判断の公平性を担保する。加えて、選考過程や採択結果をWebサイト等で公開し、地域や関係者に説明責任を果たす。これにより、既存の協働関係を持つ団体も含め、透明性と公正性を確保した上で実施する。	

VI. 主な実績と実施体制	
(1) 専門性・強み	399/400字
<p>代表者が本領域の第一人者 本事業で扱う課題分析・事業設計・協働開発は「システムック・デザイン」と呼ばれ、代表の寛裕介は、慶應義塾大学大学院SDM研究科客員教授も兼任し、理論探究と事業実装を両立。第一人者としての知見と信頼性により、多くの実践者や行政・企業が集まり、プログラムの権威性を支えている</p> <p>社会課題解決の実践団体 issue+designは、認知症、脱炭素、防災、まちづくりなど、多様な当事者や地域住民を巻き込みながら、多様な分野で社会課題解決を実装している。自らも実践者であるからこそ、現場感覚に基づいた相談や支援ができる。</p> <p>幅広い連携と実行力 自治体、企業、大学、NPOなど、多様な主体との協働実績を持つ。単なる合意形成にとどまらず、具体的な事業化や制度化にまで結びつけてきた経験がある。本実績を背景に、団体の成長段階に応じた事業実装支援を行い、持続的かつ実効性ある社会変革を支える。</p>	
(2) 支援実績と成果	790/800字
<p>群馬県 官民共創ワークショップ 概要：群馬県庁と協働し、行政職員・企業・NPOが一室に集い、地域課題を共有し解決策を共創するワークショップを開催。「人口減少」「子育て支援」「地域交通」などをテーマに課題を整理し、官民共創チームで実現可能な解決策を立案・発表。延べ100名以上が参加。 成果：県内9エリアで継続実施し、延べ391名が参加、57チームが企画を立案。館林市チームでは「人口減少対策」が市の移住・定住施策に反映。太田市チームの「総合体育館活用企画」は市民イベントとして試行導入されるなど、NPOや市民団体だけでは実現困難な事業実装が生まれた。</p> <p>SDGs de 未来構想 camp 概要：地域課題解決に取り組むNPO・市民団体を対象に、SDGsを切り口に社会課題を分析し未来構想を描く合宿型プログラムを小豆島で開催。課題カードを用いて課題を整理し、グループで未来ビジョンや事業アイデアを検討。専門家の助言を受け最終発表を行い、参加者同士が相互に学ぶ場を提供。延べ30名が参加。 成果：修了後、各実践者が地域で新規プロジェクトを開始。例えば埼玉県で不登校児向けの塾を運営する参加者は、学校や議員と協働し、不登校の子どもを支える包括的ネットワークを立ち上げた。教育、福祉、環境など各地で具体的な実践へと展開している。</p> <p>海のデザインスクール 概要：海と人との関係をテーマに、若者や市民団体が未来の地域づくりを構想する3日間の合宿型プログラムを千葉・岐阜・長崎で実施。現地フィールドワークで課題を抽出し、課題分析シートで整理。グループごとに事業計画や地域イベントの企画案を策定。延べ20名が参加。 成果：長崎県佐世保市で子ども向け海洋教育を行う団体が参加し、「体験的にすべき」という課題分析を経て派生版を実施。体験要素を強化した教育プログラムへ発展し、地域で高く評価されている。</p>	
(3) 支援ノウハウ	399/400字
<p>体系化された実践メソッド 弊団体は本領域の第一人者として、課題分析・事業設計・協働開発を一體的に進める独自メソッドを確立。課題分析シートや事業設計フォーマットなどの教材を開発し、これまでに300団体以上に支援・協業する中で磨き上げてきた。再現性のある成果創出ツールとして全国で活用されている。</p> <p>参加型での人材・団体育成 カードゲーム、合宿型スクール、フィールドワークなど対話的・体験的な手法を駆使し、NPO・市民団体が自ら計画を具体化するプロセスを支援。修了後は新規事業や団体立ち上げにつながる事例も多く、次世代リーダーや地域担手の育成にも直結。</p> <p>構想から実装までの伴走体制 構想した事業を政策反映や事業化まで結びつけた実績を多数有する。分析・設計・実装を一気通貫で支援できる国内随一の体制を強みとし、スタートアップ団体が成果を地域社会に根付かせるための「最後の一步」を確実に伴走している。</p>	

(4) 実施体制 366/400字
 本事業は、代表理事の寛裕介が総合的な監修を担い、事業統括1名が方針を決定、事務局1名が全体調整を行う。キャラバン・スクール・メンタリング・フォローアップの各プログラムには統括者を配置し、6名の運営スタッフが現場を支える。さらに広報・記録担当1名、経理・総務各1名がバックオフィスを担い、透明性ある運営を確保する。外部人材としては、4～5名のメンターが参加団体を個別に担当し、計画のブラッシュアップを支援。地域協力団体として千葉県のNPO法人ACOPAや東京都のサービスグラントを配置し、参加団体の発掘や現地調整を担う。加えて外部有識者を評価委員に招き、成果と妥当性を客観的に検証する。理論と実践を兼ね備えた中核メンバー、地域に根差した協力団体、専門家による外部評価という三層構造により、設計から実施、評価まで磐石な体制を築いている。

(5) コンソーシアム利用有無 0

(6) 従事者の当該分野における専門性・実績等 (3名)

氏名	役割・役職	実績・資格等	
寛 裕 介	代表理事 / 総合監修	慶應義塾大学大学院SDM研究科客員教授兼任。システミックデザイン領域の第一人者として、課題分析・事業設計・協働開発の理論と実践を推進。認知症、脱炭素、防災、地域づくりなど多領域でプロジェクトを主導し、行政・企業・NPOとの協働実績多数。理論と実践を統合できる専門性により、本事業全体の総合監修に最適である。	153/200字
			157/200字
但馬 武	伴走支援 / 外部メンター	fascinate株式会社代表取締役。パタゴニア日本支社に19年勤務後、企業・自治体向けに組織開発と事業創出支援を展開。地域商社設立やローカルベンチャー育成など地域活性化に多数従事。一般社団法人RELEASE理事、大学アドバイザー等を兼任。年間10社以上に伴走し、共創型の事業開発や人材育成に豊富な実績を持つ。団体ごとに寄り添う伴走支援の役割に最適である。	179/200字
水内 智英	外部評価担当 / 京都工芸繊維大学 未来デザイン・工学機構 准教授	博士(学術)。システミックデザイン、ソーシャルイノベーションを専門とし、国際ワークショップ「FoodScope」(仏)や「Symbiotic Interests」(台湾)を主導。著書に『ヴィジュアルリテラシースタディーズ』等。NPO法人issue+design理事としても活動。学術と実践を架橋し、プログラムの成果を客観的に検証できる外部有識者として最適である。	181/200字

(7) ガバナンス・コンプライアンス体制 305/400字

本法人は、理事会を中心とした合議制により意思決定を行い、重要事項は複数人承認することで透明性を確保している。財務については専用口座を設け、入金は事務局と会計担当の二重チェックを実施。監事および外部会計士による監査を受け、適正な資金管理を担保している。コンプライアンス面では、行動規範や個人情報保護規程を整備し、ハラスメント防止や利益相反防止の指針を策定。内部通報窓口を設置し、リスク発生時の対応フローも明文化している。また、事業運営にあたっては外部有識者を評価委員に加え、進捗や成果を定期的に検証。こうした多層的なガバナンス・コンプライアンス体制により、事業の適正運営と透明性を高い水準で維持している。

資金計画書

バージョン
(契約締結・更新回数)



事業種別		2025年度活動支援	
事業期間		2026/03/01	～ 2029/02/28
活動支援団体	事業名	スタートアップNPO・市民団体向け課題分析・事業立案力育成 による社会課題解決基盤強化事業 応募用紙	
	団体名	特定非営利活動法人イシュープラスデザイン	

		助成金
事業費		47,173,197
	直接事業費	41,629,197
	管理的経費	5,544,000
評価関連経費		1,320,000
合計		48,493,197

資金計画書資料 ①助成概要

1. 事業費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
事業費 (A)	634,000	16,644,399	15,164,399	14,730,399	47,173,197
直接事業費	480,000	14,796,399	13,316,399	13,036,399	41,629,197
管理の経費	154,000	1,848,000	1,848,000	1,694,000	5,544,000

2. 評価関連経費 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
評価関連経費 (B)	0	440,000	440,000	440,000	1,320,000

3. 合計 [円]

	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	合計
助成金計(A+B)	634,000	17,084,399	15,604,399	15,170,399	48,493,197

団体情報入力シート

(1)団体組織情報

法人格	団体種別	NPO法人	資金分配団体/活動支援団体
団体名	特定非営利活動法人イシュープラスデザイン		
郵便番号	113-0022		
都道府県	東京都		
市区町村	文京区		
番地等	千駄木2-40-12		
電話番号	080-6739-5592		
WEBサイト(URL)	団体WEBサイト	http://issueplusdesign.jp/	
	その他のWEBサイト (SNS等)	https://www.facebook.com/issueplusdesign	
		https://twitter.com/iplusd	
設立年月日	2008/10/01		
法人格取得年月日	2015/06/11		

(2)代表者情報

代表者(1)	フリガナ	カケイユウスケ
	氏名	寛 裕介
	役職	代表
代表者(2)	フリガナ	
	氏名	
	役職	

(3)役員

役員数 [人]	6
理事・取締役数 [人]	5
評議員 [人]	
監事/監査役・会計参与数 [人]	1
上記監事等のうち、公認会計士または税理士数 [人]	1

(4)職員・従業員

職員・従業員数 [人]	17
常勤職員・従業員数 [人]	7
有給 [人]	7
無給 [人]	
非常勤職員・従業員数 [人]	10
有給 [人]	10
無給 [人]	
事務局体制の備考	

(5) 会員

団体会員数 [団体数]	0
団体正会員 [団体数]	
団体その他会員 [団体数]	
個人会員・ボランティア数	700
ボランティア人数(前年度実績) [人]	100
個人正会員 [人]	600
個人その他会員 [人]	

(6) 資金管理体制

決済責任者、経理担当者・通帳管理者が異なること	通帳管理者と決済者が同一	
決済責任者 氏名/勤務形態		
通帳管理者 氏名/勤務形態		
経理担当者 氏名/勤務形態		

(7) 監査

年間決算の監査を行っているか	内部監査で実施
----------------	---------

(8) 組織評価

過去3年以内に組織評価（非営利組織評価センター等）を受けていますか	受けていない
認証機関/認証制度名/認証年度を記入してください	

(9) その他

業務別に区分経理ができる体制の可否	区分経理できる体制である
-------------------	--------------

(10) 助成を行った実績

今までに助成事業を行った実績の有無	なし
申請前年度の助成件数 [件]	
申請前年度の助成総額 [円]	
助成した事業の実績内容	

(11) 助成を受けた実績

今までに助成を受けて行っている事業の実績	あり
助成を受けた事業の実績内容	プログラム — 中学生・高校生・高専生を対象とした宿泊型探究プログラム「海のデザインスクール2025」（海と日本プロジェクト（日本財団））、他

※黄色セルは記入が必要な箇所です。「記入箇所チェック」欄2箇所で、記入漏れがないかご確認をお願いします。

事業名:	
団体名:	特定非営利活動法人イシュープラスデザイン
過去の採択状況:	通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されていない。

記入箇所チェック	確認が必要です。C3～5セルのいずれかに未記入があります。
----------	-------------------------------

提出する規程類(定款・指針・ガイドライン等を含む。以下、「規程類」という。)に以下の必須項目が含まれていることを確認し、本エクセル別シートの「記入例」に倣って該当箇所を記載してください。
過去の採択状況に関係なく、全団体、該当箇所への記載が必要です。

(注意事項)
 ◎規程類を作成する際はJANPIAの規程類を参考にしてください。https://www.janpia.or.jp/about/information/rule.html
 ◎申請時までに整備が間に合わず後日提出するとして規程類に関しては、助成申請書で誓約いただいているとおり、内定通知後1週間以内にご提出ください。なお、後日提出時において本様式も併せてご提出ください。
 ◎過去通常枠で資金分配団体(またはコンソーシアム構成団体)として採択されている団体は、「規程類必須項目確認書」の提出のみとし、規程類の提出は不要です。ただし、内容等に変更が生じている場合は該当部分のみ提出をお願いします。
 ◎以下の必須項目は、公益財団法人、一般財団法人、公益社団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人を想定したものです。これ以外の法人については、表を参考に整備してください。なお、ご不明点等はJANPIAへご相談ください。

記入箇所チェック ※3か所とも「記入完了」となるようにしてください。		
記入完了	記入完了	記入完了

規程類に含める必須項目	(参考)JANPIAの規程類	提出時期(選択)	根拠となる規程類、指針等	必須項目の該当箇所 ※条項等
● 社員総会・評議員会の運営に関する規程				
(1)開催時期・頻度	評議員会規則 ・定款	公募申請時に提出	定款	第22条「通常総会は毎年1回開催」臨時総会は必要に応じて開催」
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第23条「総会は理事が招集。ただし一定の場合は監事も可能」
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第22条第2項・第23条に規定(理事会の請求、会員の請求、監事の招集権)
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第23条第3項「会議日時・場所・目的・審議事項を記載し、5日前までに通知」
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第21条(定款変更、解散、事業報告・決算、事業計画・予算、監事選任・解任等)
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第26条「出席会員の過半数」、第48条「4分の3以上(定款変更)」など明記
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第28条(記載事項、署名人2名)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「評議員会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する評議員を除いた上で行う」という内容を含んでいること ※社団法人においては、特別利害関係を持つ社員の社員総会への出席ならびに議決権の行使に関する除外規定は必須としないこととします。		公募申請時に提出	定款	第27条第4項「特別の利害関係を有する会員は議決に加われない」
● 理事の構成に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)理事の構成 「各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族等である理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること	定款	公募申請時に提出	定款	第27条第4項「特別の利害関係を有する会員は議決に加われない」
(2)理事の構成 「他の同一の団体の理事である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の3分の1を超えないこと」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	同条に規定あり(他団体理事などの密接関係者も総数の3分の1を超えてはならない)
● 理事会の運営に関する規程 ※理事会を設置していない場合は不要です。				
(1)開催時期・頻度	・定款 ・理事会規則	公募申請時に提出	定款	第31条「理事が必要と認めたとときに開催」
(2)招集権者		公募申請時に提出	定款	第32条「理事が招集」
(3)招集理由		公募申請時に提出	定款	第32条「会議の日時・場所・目的・審議事項を通知」
(4)招集手続		公募申請時に提出	定款	第32条「少なくとも5日前までに通知」
(5)決議事項		公募申請時に提出	定款	第30条(総会に付議すべき事項、総会決議の執行、その他業務執行)
(6)決議(過半数か3分の2か)		公募申請時に提出	定款	第34条「理事総数の過半数」
(7)議事録の作成		公募申請時に提出	定款	第36条(記載事項、議長と議事録署名人2名)
(8)特別の利害関係を有する場合の決議からの除外 「理事会の決議に当たっては、当該決議について特別の利害関係を有する理事を除いた上で行う」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第35条第4項「特別の利害関係を有する理事は議決に加われない」
● 理事の職務権限に関する規程				
JANPIAの定款(第29条 理事の職務及び権限)に規定するもののほか理事間の具体的な職務分担が規定されていること	理事の職務権限規程	公募申請時に提出	定款	第14条
● 監事の監査に関する規程				
監事の職務及び権限を規定し、その具体的内容を定めていること ※監事を設置していない場合は、社員総会で事業報告、決算について審議した議事録を提出してください	監事監査規程	公募申請時に提出	定款	第15条「監事は理事の職務執行状況を監査」「理事会・総会に出席し意見を述べると、職務と権限が明記。」
● 役員及び評議員の報酬等に関する規程				
(1)役員及び評議員(置いている場合にのみ)の報酬の額	役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程	公募申請時に提出	定款	第45条「役員は無報酬。ただし職務遂行に要する費用は支給」
(2)報酬の支払い方法		公募申請時に提出	定款	第45条「役員は無報酬。ただし職務遂行に要する費用は支給」

● 倫理に関する規程				
(1) 基本的人権の尊重	・倫理規程 ・ハラスメントの防止に関する規程	公募申請時に提出	個人情報取扱規程	1条(目的)「個人の権利・利益を保護することを目的とする」
(2) 法令遵守(暴力団、反社会的勢力の排除)		公募申請時に提出	定款	第3条「法令を遵守し…」
(3) 私的利益追求の禁止		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	4条「個人情報に関する法令を遵守」
(4) 利益相反等の防止及び開示		公募申請時に提出	定款	第47条「特定の個人や団体に利益を与えてはならない」
(5) 特別の利益を与える行為の禁止 「特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わない」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	1条(特定の個人情報の取得禁止)で差別や不当利益を与える情報の取得禁止を規定
(6) ハラスメントの防止		内定後1週間以内に提出		
(7) 情報開示及び説明責任		公募申請時に提出	定款	第50条「事業報告書・決算書類は公告」
(8) 個人情報の保護		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	全体
● 利益相反防止に関する規程				
(1)-1利益相反行為の禁止 「資金分配団体が実行団体を選定、監督するに当たり、資金分配団体と実行団体との間の利益相反を防ぐ措置」について具体的に示すこと	・倫理規程 ・理事会規則 ・役員利益相反禁止のための自己申告等に関する規程 ・就業規則 ・審査会議規則 ・専門家会議規則	内定後1週間以内に提出		
(1)-2利益相反行為の禁止 「助成事業等を行うにあたり、理事、監事、評議員・社員、職員その他の事業協力団体の関係者に対し、特別の利益を与えないものである」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	11条(特定の個人情報の取得禁止)で差別や不当利益を与える情報の取得禁止を規定
(2) 自己申告 「役職員に対して、定期的に「利益相反に該当する事項」に関する自己申告をさせた上で、適切な組織において内容確認を徹底し、迅速な発見及び是正を図る」という内容を含んでいること		内定後1週間以内に提出		
● コンプライアンスに関する規程				
(1) コンプライアンス担当組織 実施等を担う部署が設置されていること	コンプライアンス規程	公募申請時に提出	個人情報取扱規程	5条「個人情報保護管理者を設置」
(2) コンプライアンス委員会(外部委員は必須) 「外部の有識者等も参加するコンプライアンス施策の検討等を行う組織及びその下に実施等を担う部署が設置されている」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	定款	第47条に規定あり
(3) コンプライアンス違反事案 「不正発生時には、原因究明、関係者に対する厳格な処分及び再発防止策を確実に実施し、その内容を公表する」という内容を含んでいること		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	25条「本規程違反者に対し処分」
● 内部通報者保護に関する規程				
(1) ヘルプライン窓口(外部窓口の設置が望ましい)	内部通報(ヘルプライン)規程	公募申請時に提出	個人情報取扱規程	23条「苦情窓口を設置」
(2) 通報者等への不利益処分の禁止 「公益通報者保護法を踏まえた内部通報制度の整備・運用に関する民間事業者向けガイドライン(平成28年12月9日消費者庁)」を踏まえた内部通報制度について定めていること		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	23条「苦情窓口を設置」
● 組織(事務局)に関する規程				
(1) 組織(業務の分掌)	事務局規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 職制		内定後1週間以内に提出		
(3) 職責		内定後1週間以内に提出		
(4) 事務処理(決裁)		内定後1週間以内に提出		
● 職員の給与等に関する規程				
(1) 基本給、手当、賞与等	給与規程	公募申請時に提出	給与規定	全体
(2) 給与の計算方法・支払方法		公募申請時に提出	給与規定	全体
● 文書管理に関する規程				
(1) 決裁手続き	文書管理規程	内定後1週間以内に提出		
(2) 文書の整理、保管		内定後1週間以内に提出		
(3) 保存期間		内定後1週間以内に提出		
● 情報公開に関する規程				
以下の1.~4.の書類が情報公開の対象に定められていること 1. 定款 2. 事業計画、収支予算 3. 事業報告、貸借対照表及び損益計算書、財産目録 4. 理事会、社員総会、評議員会の議事録	情報公開規程	公募申請時に提出	定款	第50条「事業報告書・収支決算書・財産目録は公告」
● リスク管理に関する規程				
(1) 具体的リスク発生時の対応	リスク管理規程	公募申請時に提出	個人情報取扱規程	16条「安全管理措置」: 漏洩、滅失、毀損防止
(2) 緊急事態の範囲		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	16条「安全管理措置」: 漏洩、滅失、毀損防止
(3) 緊急事態の対応の方針		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	24条「所管官庁への報告」: 漏洩時の報告
(4) 緊急事態対応の手順		公募申請時に提出	個人情報取扱規程	24条「所管官庁への報告」: 漏洩時の報告
● 経理に関する規程				
(1) 区分経理	経理規程	公募申請時に提出	定款	会計原則(第43条)
(2) 会計処理の原則		内定後1週間以内に提出		
(3) 経理責任者と金銭の出納・保管責任者の峻別		公募申請時に提出	定款	会計帳簿(第42条)
(4) 勘定科目及び帳簿		内定後1週間以内に提出		
(5) 金銭の出納保管		内定後1週間以内に提出		
(6) 収支予算		内定後1週間以内に提出		
(7) 決算		公募申請時に提出	定款	決算(第44条)